

株式会社 I N F O R I C H 定款

平成30年12月27日	改訂
令和元年8月22日	改訂
令和元年9月30日	改訂
令和元年12月28日	改訂
令和2年7月1日	改訂
令和3年3月29日	改訂
令和3年5月17日	改訂
令和3年7月26日	改訂
令和3年10月29日	改訂
令和4年3月31日	改訂
令和4年9月28日	改訂

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社INFORICHと称し、英文ではINFORICH INC. と表記する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. モバイルバッテリー及びバッテリースタンドのレンタル及び販売
2. インターネット及びアプリケーションソフト等を利用したシェアリングサービスに関するプラットフォームの開発、提供及び運営
3. デジタルサイネージを利用した情報提供、広告配信サービス及び広告代理業
4. バッテリースタンドを利用した各種サービスの提供
5. インターネットに関する総合コンサルティング業務
6. インターネットのコンテンツの企画、制作、運営
7. デジタルコンテンツの企画、制作、配信、販売
8. インターネット及びコンピュータ等の情報処理端末機器を利用した情報処理サービス業務、各種情報提供サービス業務
9. インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝及び広告等の受託
10. インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業
11. コンピューターシステムによる映像及び画像の企画、製作、販売
12. 印刷物の企画、デザイン、編集、製作
13. 出版業、印刷業及び広告代理業
14. グラフィックデザイン、コンピュータグラフィックの企画、制作
15. イラストレーション、商業デザイン、パッケージデザイン及びクラフトデザインの企画、制作

- 16. 写真、ビデオ等の映像の企画、撮影、編集
- 17. イベントの企画に関する業務
- 18. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7, 162, 080株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人にこれを委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続きについては、法令又は本定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。なお、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に、その写しを5年間支店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員として選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び代表取締役社長)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役1名以上を選定し、そのうち1名を代表取締役社長とする。

② 代表取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する

③ 代表取締役社長の他、必要に応じ、取締役会の決議により、取締役の中

から当会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(役付取締役)

第23条 前条のほか、取締役会は、その決議によって取締役の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集等)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定められた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- ③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
- ④ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。

② 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関するその他の事項については、法令又はこの定款の他、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第31条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半

数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の日までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）との間に、会社法第423条第1項の監査役の賠償責任

を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第43条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 配当財産は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿

に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第45条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。